

多文化共生の推進に関する意見交換会

報告書

2010年3月

総務省

目次

はじめに

第1章 意見交換に当たっての基本的考え方

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 外国人住民の現状 ······ | 3 |
| 2. 意見交換の視点 ······ | 3 |

第2章 地方自治体の取組事例

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 各地方自治体における外国人住民の現状 ······ | 4 |
| 2. 外国人住民に係る主な課題及び多文化共生施策の代表的な取組事例 · | 6 |

第3章 地方自治体が外国人住民の現状を把握するための視点

- | | |
|------------------------------------|----|
| 1. 「集住」と「非集住」 ······ | 11 |
| 2. 「オールドカマー」と「ニューカマー」 ······ | 11 |
| 3. 「南米系ニューカマー」と「アジア系ニューカマー」 ······ | 12 |

第4章 今後の検討課題

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 地方自治体における外国人住民の現状把握の在り方 ······ | 13 |
| 2. 各主体の連携の在り方 ······ | 13 |

おわりに

参考資料

- | | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 外国人住民に係る主な課題及び多文化共生施策の全体像 ······ | 17 |
| 2. 構成員提出資料 ······ | 39 |

はじめに

総務省は、2005年度に多文化共生の推進に関する研究会を開催し、地方自治体が地域における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組について、初めて総合的・体系的に検討し、2006年3月に報告書をとりまとめた。同報告書においては、上記の課題と取組について「コミュニケーション支援」、「生活支援」及び「多文化共生の地域づくり」の3つの観点から検討し、また各地方自治体が多文化共生を推進する上で必要となる「多文化共生施策の推進体制の整備」について、考え方を整理した。さらに、2006年度には、「防災ネットワークのあり方」及び「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」について重点的に検討し、その結果を報告書としてとりまとめた。

総務省は、2005年度における研究会での検討を踏まえ、2006年3月に「多文化共生推進プラン」を策定し、全国の地方自治体に多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進することを依頼した。2009年4月現在、都道府県においては94%、市区町村においては21%の地方自治体が多文化共生を推進するための指針や計画（総合計画等の中で多文化共生の推進に言及するものを含む）を策定している。

また、総務省では、2008年度に地方自治体等における多文化共生推進事例に関する調査を実施し多文化共生事例集としてとりまとめた。多文化共生事例集は財団法人自治体国際化協会のホームページにおいて公表している。

100年に一度と言われる世界の金融資本市場の危機に伴う世界的な景気後退により、日系人をはじめ生活に必要な日本語を十分に使いこなすことが難しい定住外国人は、教育、雇用など様々な面で深刻な影響を受けている。このため、政府においては、2009年1月に内閣府に「定住外国人施策推進室」を設け、関係省庁連携の下、必要な対策を速やかに講じ、地域における支援を進めるべく検討を行ってきている。

また、日本に在留する外国人の数は年々増加するとともに、活動内容が多様化しており、現行制度の下ではその居住実態の把握を十分に行えず、適正な在留管理を行う上及び外国人住民に行政サービスを的確に提供する上で支障が生じていた。このため、外国人登録制度を廃止し、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度である新たな在留管理制度が導入されるとともに、外国人住民の利便の増進及び市町村等の合理化を図るため、外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えるよう、同法が改正された。その結果、2012年7月までには外国人住民が住民基本台帳の適用対象となる予定である。

このように、外国人住民を取り巻く環境が大きく変化している中、地域の実情に応じた多文化共生の推進に向けた地方自治体の取組を支援するため、総務省において2009年9月から「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、多文化共生施策に取り組む地域の先駆的な事例の整理・分析及び地域の実情に応じた多文化共生施策の推進に関する課題の明確化をテーマに意見交換を行った。

第1章 意見交換に当たっての基本的考え方

1. 外国人住民の現状

2005年度及び2006年度における多文化共生の推進に関する研究会の開催後も外国人登録者数は増加の一途をたどり、2008年末現在の外国人登録者数は221万7,426人で、過去最高記録を更新しており、また、外国人登録者の日本の総人口に占める割合は1.74%となっている。全国の外国人登録者数の推移を国籍（出身地）別にみると、例えば中国籍、韓国・朝鮮籍及びブラジル国籍について、1985年における外国人登録者数に占める割合はそれぞれ8.8%、80.3%、0.2%であったが、韓国・朝鮮籍が緩やかに減少する一方、中国籍とブラジル国籍は増加し、2008年末における各国籍の外国人登録者数に占める割合はそれぞれ29.6%、26.6%、14.1%となっている。

都道府県別に外国人登録者数の国籍（出身地）別割合をみると、アジア地域が多い都道府県や南米地域が多い都道府県など、その割合に差異が生じており、また在留資格別割合をみると、定住者が多い都道府県や特別永住者が多い都道府県など、その割合に差異が生じている。さらに、同一都道府県内の各地域における外国人登録者の国籍（出身地）別割合や在留資格別割合をみても、その割合に差異が生じている。このように、都道府県や同一都道府県内の各地域によって外国人住民の構成に特徴がみられる。

2. 意見交換の視点

上で見たように外国人住民の現状は都道府県や同一都道府県内の各地域によって異なっており、それにより多文化共生に関する取組に差異があるのではないか、さらに、各地域における外国人住民の構成の差異を反映できるよう、南米系ニューカマーが多い地域、アジア系ニューカマーが多い地域、特別永住者が多い地域、外国人が少ない地域の4類型に分類できるのではないかと仮説を立てた。そして、外国人住民の構成が大きく異なり、かつ、多文化共生に関して先駆的な取組を行っている地方自治体（宮城県、神奈川県、愛知県、新宿区、磐田市、大阪市）における多文化共生施策の担当者が本意見交換会に参加し、定住する外国人住民の構成により地域にとって効果的な取組に差異があるのでないかという視点から意見交換を行った。

第2章 地方自治体の取組事例

本章では、本意見交換会における地方自治体からの構成員による取組事例の紹介を踏まえ、多文化共生に関し先駆的に取り組んでいる地方自治体における外国人住民の現状、主な課題及び多文化共生施策の代表的な取組事例を整理する。

1. 各地方自治体における外国人住民の現状

本意見交換会の構成員が所属する地方自治体における外国人住民の現状は次のとおりである。

(1) 宮城県

県人口に占める外国人登録者の割合は0. 69%であり、全国平均に比べ低いものの、地域社会の活力を維持するためには、すべての住民が能力を最大に発揮できる社会づくりが不可欠であるとして、全国で初めて多文化共生の推進に関する条例を制定した。県内における外国人住民の状況をみると、一部地域に留学生や研修生等が多いものの、県内の全市町村に永住者と日本人の配偶者等が登録されており、定住する外国人住民が県内に分散して居住している。

(2) 神奈川県

県内の外国人登録者は約17万人、全国第4位となっており、県人口に占める外国人登録者数の割合は1. 92%である。1990年以降、外国人登録者数は2. 25倍、活動内容に制限のない在留資格を有する者は1. 89倍に増加しており、増加・定住化の傾向にある。県内における外国人住民の状況をみると、多様な国籍、多様な在留資格の外国人住民が多様な背景により居住し、横浜、川崎及び県央地域を中心に県内全域で暮らしている。

(3) 愛知県

県内の外国人登録者数は約23万人であり、全国第2位となっており、また県人口に占める外国人登録者の割合は3. 09%であり、全国第2位となっている。外国人登録者数を国籍（出身地）別でみるとブラジル国籍が最も多く、その数は全国第1位である。また、在留資格別でみると永住者、定住者が多い。外国人住民は県内の都市部全域で暮らしている。外国人住民の割合が高い都市の中では国籍（出身地）別でみると、ブラジル国籍が多い都市が多い。ただし、名古屋市においては韓国・朝鮮籍や中国籍が多い。

(4) 新宿区

区人口に占める外国人登録者の割合は11. 1%であり、全国平均に比べ6倍を超える。区内の外国人登録者数を国籍（出身地）別にみると、韓国・

朝鮮籍及び中国籍が多数を占めるが、登録されている国籍は多岐にわたっており、最大で119カ国が登録されている。区内の居住状況をみると、大久保地域など外国人住民が集住している地区がある。

(5) 磐田市

市人口に占める外国人登録者数の割合は4.95%であり、全国平均に比べ高い。外国人登録者数を国籍（出身地）別でみると、1990年以降、労働制限のない南米日系人が急増しており、ブラジル国籍の市内総外国人登録者数に占める割合は74.3%となっている。市内の居住状況をみると、公営住宅地区の外国人の割合が54.4%となっており、集住地区が存在している。

(6) 大阪市

市人口における外国人登録者数の割合は4.60%であり、政令指定都市の中で最も高い。市内の外国人登録者数に大きな変動はないが、出身国・地域比率は変動しており、韓国・朝鮮籍を除けば、10年間で2倍近く増加している。市内の外国人登録者数を国籍（出身地）別にみると、韓国・朝鮮籍は約7割、中国籍は約2割となっている。また、在留資格別でみると、特別永住者、永住者、留学生、日本人の配偶者等、定住者が多い。市内の居住状況をみると、生野区など外国人住民の割合が特に高い区がある。

なお、各地方自治体の外国人住民の現状の一覧表は次のとおりである。

外国人住民の現状

区分	外国人登録者 (人口に占める割合)	国籍		在留資格	居住状況
		主な国籍(出身地)の外国人登録者数及び総外国人登録者数比	国籍(出身地)別の特徴		
全国	2,217,426人 (1.74%)	中国 65.5万人、30.0% 韓国・朝鮮 58.9万人、26.6% ブラジル 31.3万人、14.1%	・1980年代までは韓国・朝鮮籍が際立って多かったが、その後ブラジル国籍や中国籍が急増 ・2007年に中国籍が韓国・朝鮮籍を超えた	・活動内容に制限のない在留資格を有する者 65% ・一般永住者が増加傾向	・関東、東海、関西各地方に多く居住
宮城県	16,091人 (0.69%)	中国 7.2千人、44.9% 韓国・朝鮮 4.5千人、27.8% ブラジル 0.2千人、1.4%	・中国籍が右肩上がりで増加 ・ブラジル国籍は2003年以後、工場閉鎖に伴い急激に減少	・永住者や留学生は増加傾向 ・工場閉鎖に伴い定住者が急激に減少	・県内全域に分散して居住
神奈川県	171,889人 (1.92%)	中国 51.8千人、30.1% 韓国・朝鮮 34.8千人、20.3% ブラジル 14.2千人、8.3%	・1980年代までは韓国・朝鮮籍が多かったが、その後中国籍やその他が増加・インドシナ三国の登録者数が全国で最多	・全国と比べ、一般永住者の割合は高く、特別永住者は低い	・多様な国籍、多様な在留資格、多様な背景により居住
愛知県	228,432人 (3.09%)	中国 46.2千人、20.2% 韓国・朝鮮 41.6千人、18.2% ブラジル 79.2千人、34.7%	・1980年代までは韓国・朝鮮籍が際立って多かったが、その後ブラジル国籍が急増	・全国と比べ、永住者、定住者の割合が高い	・県内の都市部全域に居住 ・ブラジル国籍が多い都市が多い ・名古屋市は韓国・朝鮮籍や中国籍が多い
新宿区	31,793人 (10.2%)	中国 9.7千人、30.6% 韓国・朝鮮 13.5千人、42.6% ブラジル 0.2千人、0.6%	・国籍が多岐に渡っている(最大119カ国)	・留学、就学が28%を占める ・生活や就労を基本とする一般永住者、人文知識・国際業務等が増えている	・集住地区あり
磐田市	9,941人 (5.62%)	中国 0.8千人、7.7% 韓国・朝鮮 0.2千人、1.7% ブラジル 7.4千人、74.7%	・1990年以降ブラジル国籍が急増	・定住者及び永住者が多くを占める	集住地区あり ※公営住宅地区的外国人比率は54.4%
大阪市	121,576人 (4.61%)	中国 25.4千人、20.9% 韓国・朝鮮 83.5千人、68.7% ブラジル 1.4千人、1.2%	・韓国・朝鮮籍は減少傾向にあるが依然として多くを占める ・中国籍が増加傾向	・特別永住者、永住者、留学生、日本人の配偶者等、定住者が多い	区における外国人登録者数 30千人以上 1区、 7千人以上 3区、 5千人以上 4区

※外国人登録者数は平成21年版「在留外国人統計」(法務省)による
※数字について特に断りがない場合は平成20年末現在

2. 外国人住民に係る主な課題及び多文化共生施策の代表的な取組事例

本意見交換会の構成員が所属する各地方自治体においては、様々な多文化共生施策に取り組んでいる。ここでは、本意見交換会において紹介された取組事例を中心に、各地方自治体における外国人住民に係る主な課題及び多文化共生施策の代表的な取組事例について整理する。なお、各地方自治体が取り組んでいる施策の詳細については、参考資料を参照していただきたい。

(1) 宮城県

①生活支援（医療・保健・福祉）

【主な課題】

外国人がいつでもどこでも必要な医療サービスが受けられる体制整備が必要である。また、母子保健事業等で外国人に対し行政サービスを提供する保健師等の対応技術の向上を図る必要がある。

【代表的な取組事例】

- ・保健医療通訳サポートの育成・紹介
- ・多文化共生（保健福祉分野）研修会の開催

②生活支援（防災）

【主な課題】

災害時に外国人が要援護者となりうるという認識を市町村や地域に浸透させ、防災訓練など外国人の被災を想定した対策を促進する必要がある。

【代表的な取組事例】

- ・災害時通訳ボランティアの確保・養成
- ・災害時多言語表示シートや災害時多言語音声情報CDの製作・配備
- ・災害時外国人サポート・ウェブ・システム（気象・地震・津波に関する多言語情報配信サービス）の運用

③多文化共生の地域づくり（地域社会に対する意識啓発）

【主な課題】

一部の関係者だけでなく、より多くの県民が多文化共生の地域づくりに主体的に参画できる仕組みづくりが必要である。

【代表的な取組事例】

- ・「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」制定（2007年7月）
- ・「宮城県多文化共生社会推進計画」策定（2009年3月）
- ・多文化共生シンポジウム、多文化共生研修会の開催

(2) 神奈川県

①生活支援（居住）

【主な課題】

言語や文化、習慣の違いから外国籍県民のすまい探しが困難である問題の解決を図る必要がある。

【代表的な取組事例】

- ・外国人居住支援システムにより、不動産店の紹介、入居後のトラブル相談等

②生活支援（医療・保健・福祉）

【主な課題】

日本語を母語としない外国籍患者が安心して医療を受けられるよう、医療通訳の整備が必要である。

【代表的な取組事例】

- ・協定医療機関からの派遣依頼を受け、医療通訳相談窓口のコーディネーターが医療通訳スタッフを派遣するシステムを、N P Oと神奈川県等が協働して運営

③多文化共生の地域づくり（外国人住民の自立と社会参画）

【主な課題】

外国籍県民の県政への参画を促進し、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進める必要がある。

【代表的な取組事例】

- ・外国籍県民が、外国籍県民に関する施策や外国籍県民の視点を生かした地域社会づくりを協議し、知事に報告・提言する場（外国籍県民かながわ会議）を確保

④多文化共生の地域づくり（地域社会に対する意識啓発）

【主な課題】

外国籍県民が広く県内全域に居住する実情を踏まえた意識啓発のあり方を検討する必要がある。

【代表的な取組事例】

- ・外国人と地域社会の交流を深める契機として、県、財団法人かながわ国際交流財団、民族団体、N P O、外国人、J I C A、市民ボランティア等が連携して、「あーすフェスタかながわ」を開催

（3）愛知県

①生活支援（労働環境）

【主な課題】

外国人労働者は、言語や文化の違い、受入体制の遅れなどから、労働、居住、医療などの面で様々な課題を抱えている者が多い。

【代表的な取組事例】

- ・外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章の策定（2008年1月）

②多文化共生の地域づくり（外国人住民の自立と社会参画）

【主な課題】

外国人県民の町内会、自治会、P T A、ボランティア団体などによる様々な活動への参加は多いとはいえない。

【代表的な取組事例】

- ・多文化共生社会を目指して外国人県民が主要な役割を果たす事業について、企画案をN P O等から公募し、優秀な企画案について、提案団体に委託して実施

③生活支援（教育）

【主な課題】

日本語指導が必要な公立学校在籍の外国人児童生徒の数が全国一多い。
また、外国人学校に通う子どもたちも日本語を話せない者が多い。

【代表的な取組事例】

- ・外国人児童生徒の日本語学習を支援するための基金の創設。
- ・同基金により、日本語教室及び外国人学校に対する支援、アドバイザ一設置事業等

④その他

【主な課題】

DVなどの夫婦間の問題、子育てや児童虐待など親子間の問題、不就学や不適応など子どもの教育の問題などに対応できる専門的な支援体制が必要となっている。

【代表的な取組事例】

- ・在住外国人が自国の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的问题に対して、相談から解決まで継続して支援する多文化ソーシャルワーカーを育成、外国人に対する個別支援を実施

(4) 新宿区

①コミュニケーション支援（地域における情報の多言語化）

【主な課題】

顔の見えない関係の中での、より効果の高い情報伝達手段を確保する必要がある。（多言語の発行物の配布場所、配布方法）

【代表的な取組事例】

- ・新宿で初めて生活をする外国人区民に「新宿生活スタートブック」（4言語）を外国人登録窓口で直接配布

②コミュニケーション支援（日本語および日本社会に関する学習の支援）

【主な課題】

日本語を習得する機会を確保する必要がある。（増大を続ける日本語教

室の需要・スタッフの養成)

【代表的な取組事例】

- ・区内全域を対象として初級向け日本語教室を8ヵ所9教室開設（週2回、週1回）
- ・2009年10月から、実習付のスタッフ養成講座を実施

③多文化共生の地域づくり（地域社会に対する意識啓発）

【主な課題】

外国人と顔の見える関係を構築するためコミュニティを組織化する必要がある。また、地域社会で様々な課題が起こる中で、日本人区民に対するフォローアップをする必要がある。

【代表的な取組事例】

- ・ネットワーク連絡会（区、財団、NPO、町会、外国人コミュニティ等）の開催による意見交換の実施

（5）磐田市

①コミュニケーション支援（日本語および日本社会に関する学習の支援）

【主な課題】

日本語を習得する機会が保障されておらず、日本社会について学習する機会が確立されていない

【代表的な取組事例】

- ・「いわしんバモス日本語！」企業、地域、市、外国人との協働による日本語教室の開催
- ・市役所内に設けられた外国人情報窓口において転入者・新規入国者全員に多言語で磐田市での生活ルールの教示

②多文化共生の地域づくり（地域社会に対する意識啓発）

【主な課題】

日本人社会の課題として、画一的、閉鎖的な考え方があり、共生意識の浸透が不十分である。

【代表的な取組事例】

- ・多文化交流センターによる外国人の子どもと地域（自治会・公民館・保育園等）を結ぶ活動の実施
- ・自治会主体による外国人と顔の見える関係づくりへの取組（多文化共生自治会長情報交換会開催・多文化共生取組推進地区の選定）

（6）大阪市

①コミュニケーション支援（地域における情報の多言語化）

【主な課題】

多言語化での情報提供を推進する必要がある。（ガイドライン、経費の確保等）

【代表的な取組事例】

- ・市政相談、法律相談、外国籍住民相談窓口（毎日 9:00-17:30、5 言語）
- ・生活情報冊子「エンジョイ・オオサカ」（5 言語）の配布
- ・リビングインフォメーションによる情報提供

②コミュニケーション支援（日本語及び日本社会に関する学習支援）

【主な課題】

生活情報の提供不足への対応をはじめ、日本語学習支援（基礎レベルでの学習機会、ボランティアの確保等）を進める必要がある。

【代表的な取組事例】

- ・識字・日本語教室の開設や指導者養成事業の実施

③生活支援（教育）

【主な課題】

通訳・日本語学習・母語支援等の充実、外国にルーツを持つ児童への学習支援等を実施する必要がある。

【代表的な取組事例】

- ・国際理解教育として外国青年招致事業、英語でわくわく 1・2・3 事業等の実施
- ・在日韓国・朝鮮人の子どもに対する教育（民族クラブ 98 校）
- ・帰国・来日等の子どもの教育（通訳者派遣事業、日本語指導協力者派遣事業等）
- ・日本語指導、適応指導のセンター校設置（小学校 4 校、中学校 4 校）

④多文化共生の地域づくり（外国人住民の自立と社会参画）

【主な課題】

外国籍住民の意見反映・社会参画の方策を検討する必要がある。

【代表的な取組事例】

- ・区役所・N P O・地域住民が協働して実施する多文化共生の取組みを支援（モデル事業）
＜テーマ＞
 - ①地域防災「留学生との協働による多言語防災マップの作成」等
 - ②国際交流「日本文化教室と日本語スピーチコンテスト」
 - ③生活支援「ポルトガル語での子育て・医療情報の提供」

第3章 地方自治体が外国人住民の現状を把握するための視点

本意見交換会の構成員による取組事例紹介及び意見交換を踏まえ、以下のテーマにより各地域における課題や取り組むべき施策の相違について意見交換を行ったところ、地方自治体が外国人住民の現状を把握するための視点として、以下のような意見があった。

1. 「集住」と「非集住」

多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議など、外国人住民が多数居住している団体間で連携がみられることから、これらの団体間では外国人住民に関して共通の課題を抱えていると考えられる。そこで、外国人住民に関する課題の相違は、集住の状況の相違に起因するのではないかとの問題意識から、集住している地域（集住地域）と集住していない地域（非集住地域）をテーマに意見交換を行った。

＜視点＞

- ・「集住」と「非集住」というのは相対的な概念であることから、「集住」と「非集住」の相違のみにより施策を検討することは適当ではないのではないか。
- ・集住地域においては、外国人コミュニティ内における社会的なつながりや地域社会とのつながりの程度から分析することにより、外国人住民が抱える課題を正確に把握することができるのでないか。
- ・非集住地域においては、集住地域に比べ、日本人にとって課題が見えにくい傾向があるものの、非集住地域においても課題は存在していることから地域の実情に応じて多文化共生に取り組む必要があるのでないか。
- ・県域・市域など行政区域に着目するだけでは、外国人住民が直面する課題を把握するためには不十分ではないか。
- ・外国人コミュニティができることにより、外国人に関する課題の解決につながることが期待されるが、外国人コミュニティの存在だけで課題を解決できるとは限らないのではないか。

2. 「オールドカマー」と「ニューカマー」

いわゆる「オールドカマー」が多い地域においては、かねてより日本語教育や母語教育などについて取り組んでいる地域もある。これらの施策のノウハウをいわゆる「ニューカマー」に対して活用することができるのではないかと考えられたため、「オールドカマー」と「ニューカマー」をテーマに意見交換を行った。

った。

＜視点＞

- ・外国人住民に関する課題は来日した世代と日本生まれの世代で異なることから、「オールドカマー」と「ニューカマー」のみの相違を分析するのではなく、「世代」の相違も分析する必要があるのではないか。
- ・「ニューカマー」に対する施策として「オールドカマー」に対する施策を一律に当てはめることはできないものの、「オールドカマー」に対する施策の事例を参考にして検討することは有効ではないか。
- ・定住への志向は、例えば日本語学習に対する関心度や地域社会とのつながりを持とうという意欲にも影響すると考えられることから、定住への志向の程度という観点も考慮する必要があるのではないか。

3. 「南米系ニューカマー」と「アジア系ニューカマー」

外国人集住都市会議の会員都市のように外国人住民に関する施策の取組に連携が見られる団体における外国人住民は南米系ニューカマーが多数を占めている。全国の外国人登録者を国籍（出身地）の地域別にみると、アジア地域が74.5%を占めている。そこで、南米地域とアジア地域が外国人住民の代表的な国籍（出身地）の地域であると想定し、これらの地域を出身地とする「南米系ニューカマー」と「アジア系ニューカマー」をテーマに意見交換を行った。

＜視点＞

- ・国籍の異なる外国人住民は、母国における言語や文化、生活の背景等が異なることから、抱える課題や取り組むべき施策も異なると考えられる。したがって、国籍に着目することは重要ではないか。
- ・外国人住民が定住する傾向にあるか否かにより取り組むべき施策は異なることから、在留資格に着目することも重要ではないか。
- ・「永住者」の在留資格を有する外国人は、どのような背景により在留しているのか分からぬことから、当該外国人については過去を遡って在留資格等を把握する必要があるのではないか。
- ・国籍や出身地域、在留資格のみにより分析するのではなく、その他の要件も含め総合的に分析する必要があるのではないか。

第4章 今後の検討課題

地方自治体が多文化共生に関する施策に取り組むに当たっては、準備段階及び実践段階がある。

第3章でみたように、外国人住民の構成等によって取り組むべき施策は異なると考えられることから、準備段階として自らの地方自治体における外国人住民の現状を把握する必要がある。

また、多文化共生に関する施策を実施するためには、行政だけでは限界があり、本意見交換会の構成員が所属する地方自治体においては、自治会・町村会、NPO、企業などの様々な主体と連携している取組事例がみられる。

そこで、地方自治体における外国人住民の現状把握の在り方及び各主体の連携の在り方について今後検討を要すべき事項として意見交換を行ったところ、次のような事項について検討を深めるべきとの意見があった。

1. 地方自治体における外国人住民の現状把握の在り方

- ・外国人登録及び住基法改正後の外国人住民に係る住民基本台帳に関する情報について
- ・実態調査（アンケート調査・インタビュー調査）等新たに取得する情報について
- ・行政だけでなく民間を含めた機関による調査・分析等の情報へのアクセスについて
- ・都道府県及び市区町村において必要となる情報の相違について

2. 各主体の連携の在り方

- ・子どもの教育や大人の日本語学習など特定の分野における各主体の連携について
- ・多文化共生に関するコーディネーターやボランティア等人材の育成について
- ・市町村域など行政区域を超えた連携について

おわりに

多文化共生の推進に関する意見交換会をまとめるにあたり提起された上記2つの検討課題について、来年度引き続き総務省において具体的に検討を深めていくことが必要である。

多文化共生の推進に関する意見交換会 構成員名簿

(五十音順：敬称略)

- 池上 重弘 静岡文化芸術大学文化政策学部国際文化学科教授
犬飼 章 宮城県経済商工観光部国際政策課長
川口 真友美 神奈川県県民部国際課長
甲村 洋子 愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室長
平井 正次 大阪市市民局人権室外国籍住民施策担当課長
松本 公男 (財)自治体国際化協会支援協力部長
村松 紀代美 磐田市生活文化部共生社会推進課長
山田 秀之 新宿区地域文化部文化観光国際課長
座長 山脇 啓造 明治大学国際日本学部教授
赤松 俊彦 総務省自治行政局国際室長

開催状況

第1回 2009年 9月10日

第2回 2009年11月 6日

第3回 2009年12月 4日

第4回 2010年 2月25日

第5回 2010年 3月30日

參考資料

1. 外国人住民に係る主な課題及び 多文化共生施策の全体像

